

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税15）

特別無料公開講座
4ヵ月合格必勝セミナー

消費税法

TAC税理士講座

目 次

テーマ1 「消費税法」の科目の特徴

1	消費税法学習上のメリット	1
2	消費税法の学習に向いている人	1
3	本試験での出題傾向	1
4	本試験の過去の受験者数、合格者及び合格率	2
5	4月速修コースの学習スケジュール（TACのカリキュラム）	2

テーマ2 消費税の概要

1	消費税の性格	3
---	--------	---

テーマ3 取引の分類

1	取引の分類	8
2	課税の対象	8
3	非課税取引	9
4	免税取引	10

テーマ 1	「消費税法」の科目の特徴
-------	--------------

1 消費税法学習上のメリット

消費税法は、税理士試験の税法科目の中で最も受験者数が多く、人気の高い試験科目の一つです。それは、実務において重要だから！と言われます。

では、具体的に実務においての消費税の特徴をいくつか挙げてみます。

1 税理士試験の中でも特に実務に直結する科目である

実務上、法人及び個人事業者の会計処理をすべて複式簿記にて行いますが、その際に、一つの各取引に消費税が課税されるか否か（もっと言ってしまえば、免税か、非課税か、不課税か）を、日々判断できなければ消費税を計算することはできません。

会計事務所に勤めたその日から消費税法の知識が必要となってきます。

2 課税対象となる者が法人だけでなく個人事業者も含まれることから申告件数が一番多い

消費税は、利益（儲け）に課税するものではないため、赤字の事業者であっても申告をすることとなります。

消費税法の実務上の重要性がお分かりいただけたと思います。きっと、実務界での活躍を考えている方が多いことでしょう。いつの日か消費税法を本気で学習しなければならぬということです。今後、消費税率アップが予定されていますが、思い立ったが吉日、早めに着手して最新の知識を習得し、ぜひ自信をもって実務界に羽ばたいていただきたいです。

2 消費税法の学習に向いている人

消費税法は、ボリューム的には、法人税法、所得税法、相続税法に比べて少なく、短時間で受験レベルに達することが可能である。したがって、仕事との両立、家庭との両立、他の科目との両立などを目指す方に向いている科目である。

3 本試験での出題傾向

1 本試験のボリューム及び難易度

以前の計算問題については、納付税額を合わせられる年も多く、ほぼ時間内に解き終わるボリュームで出題されていましたが、近年は、難易度はそれほど高くないものの、ボリュームが多くなっている傾向にあります。全体としては、時間内に解き終わらない問題傾向になっています。

2 出題形式・出題傾向

(1) 第一問（理論問題 50点）

一題については「個別理論」、もう一題については個別理論を組み合わせた「応用問題」や、具体的な事例が与えられる「事例問題」が出題される傾向にあります。

(2) 第二問（計算問題 50点）

損益計算書を基にした総合計算問題が1題出題されるパターンが続いていましたが、第60回（平成22年度）の試験では、総合計算問題に加えて、初めて個別問題が出題され、2問形式の出題でした。

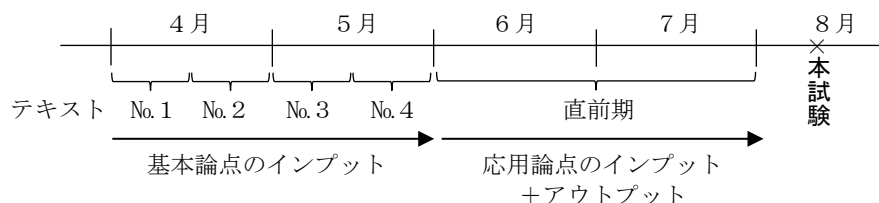
内容的には、毎年新たな論点が多少出題されますが、授業や問題集等で出題された範囲内を解答できれば十分合格点を取ることが出来ます。

したがって、授業に休まず出席して、TACの教材をしっかりこなした人から順に合格していくという傾向にあると言えます。

4 本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率

	受験者数	合格者数	合格率
第57回（平成19年度）	11,144人	1,130人	10.1%
第58回（平成20年度）	10,773人	1,428人	13.3%
第59回（平成21年度）	10,857人	1,344人	12.4%
第60回（平成22年度）	10,987人	1,353人	12.3%
第61回（平成23年度）	10,891人	1,490人	13.7%
第62回（平成24年度）	10,730人	1,328人	12.4%
第63回（平成25年度）	10,912人	1,288人	11.8%
第64回（平成26年度）	9,713人	1,001人	10.3%

5 4月速修コースの学習スケジュール（TACのカリキュラム）



テーマ2	消費税の概要
------	--------

1 消費税の性格

(1) 消費税はものの消費に対して広く薄く課税

物品やサービスの国内における「消費」に対して課される税金で、課税物品が特定されていないことから「一般消費税」と呼ばれている。

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は、課税物品を特定せず、消費に広く薄く負担を求めることから、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費（広く課税）	一律8%（薄く課税）
所得税法	個人の所得	5%～40%超過累進課税
法人税法	法人の所得	25.5%（普通法人等）
相続税法	財 産	10%～50%超過累進課税

(2) 消費税の課税権者

消費税の税率は8%であるが、この内訳は6.3%が国税、1.7%が地方税である。

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は8%であるが、この内訳は、国税6.3%、地方税1.7%となっている。

国 税	「消費税(税率6.3%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1.7%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

(注) 従前の消費税の税率は5%であり、この内訳は、国税4%、地方税1%となっています。

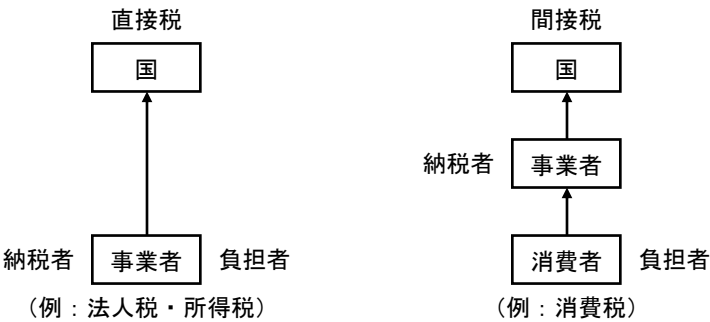
(3) 消費税は間接税

間接税とは、納税義務者と担税者が一致しない税金をいう。

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「直接税」、税の負担者と納税者が異なる税金を「間接税」という。

消費税は、法律上の納税者（事業者）と実際の税の負担者（消費者）が一致せず、税負担の転嫁が行なわれることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

(4) 消費税学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度
売上げ （収入）	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。 棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」である。
仕入れ （支出）	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」である。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

(5) 消費税の仕組み

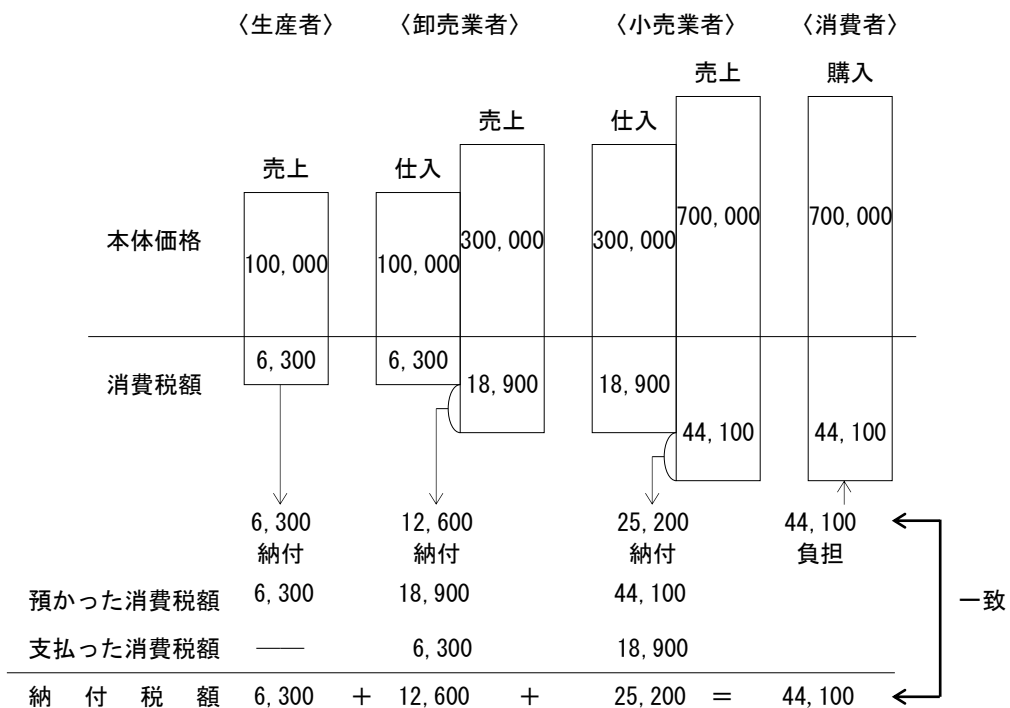
課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することにより納付税額を求める「多段階累積控除」の仕組みを採用している。

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 税率

消費税の税率は8%であるが、この内訳は、国税6.3%、地方税1.7%となっている。受験では、国税6.3%部分に着目して学習することとなる。

【図 解】流通の過程



※ 各事業者の納付税額の合計が、消費者が負担した消費税額と一致する。

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

その「納付税額」は、上図の〈小売業者〉を例に取るならば、次のようになる。

$$\begin{array}{l} \text{預かった消費税額 } 44,100\text{円} - \text{支払った消費税額 } 18,900\text{円} = \text{納付税額 } 25,200\text{円} \\ \text{(仮受消費税)} \qquad \qquad \text{(仮払消費税)} \qquad \qquad \text{(納付税額)} \end{array}$$

【参 考】消費税法における納付税額の基本的計算パターン

(1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

「預かった消費税額」の消費税法上の正式名称は「課税標準額に対する消費税額」といい、以下の手順で計算する。

① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込みのまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{108}$ を乗じる。(税抜きにする。)

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に6.3%を乗じる。

(2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

「支払った消費税額」の消費税法上の正式名称は「控除対象仕入税額」といい、以下の手順で計算する。

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込みのまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{6.3}{108}$ を乗じる。(国税部分を求める。)

(3) 差引税額の計算

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

※ 差引いてマイナスとなった場合は、「控除不足還付税額」として税額が還付される。

この場合には、百円未満の端数は切り捨てない。

(4) 納付税額の計算

中間納付として税金を前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

※1 「中間納付消費税額」とは、一課税期間に納付すべき消費税額の一部を前払いしたものをいう。

※2 差引いてマイナスとなった場合は、「中間納付還付税額」として税額が還付される。

【練習問題】－消費税法における納付税額の計算－

次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

(1) 課税売上高	129,817,728円
(2) 課税仕入高	58,285,988円
(3) 中間納付消費税額	2,080,000円

【解 答】

(1) 課税標準額

$$129,817,728円 \times \frac{100}{108} = 120,201,600円 \longrightarrow 120,201,000円$$

(千円未満切捨)

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$120,201,000円 \times 6.3\% = 7,572,663円$$

(3) 控除対象仕入税額

$$58,285,988円 \times \frac{6.3}{108} = 3,400,015円$$

(4) 差引税額

$$7,572,663円 - 3,400,015円 = 4,172,648円 \longrightarrow 4,172,600円$$

(百円未満切捨)

(5) 納付税額

$$4,172,600円 - 2,080,000円 = 2,092,600円$$

テーマ3	取引の分類
------	-------

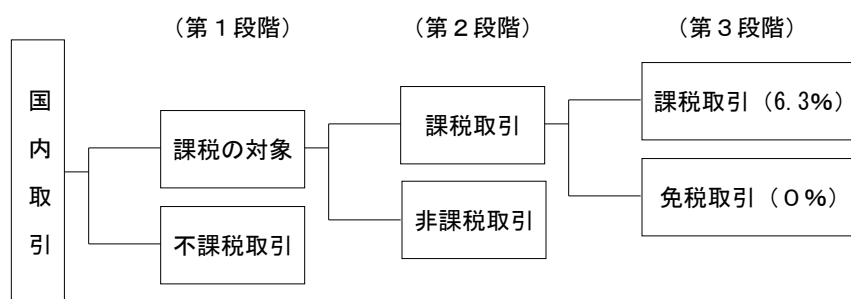
1 取引の分類

(1) 概要

テーマ2で示したように、消費税の納付税額は売上金額と仕入金額から「預かった消費税額」と「支払った消費税額」をそれぞれ計算することにより求める。したがって、消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。

(2) 国内取引の分類

国内で行う取引については、次の各段階に従って分類し、最終的に「課税取引（6.3%）」に分類された取引にのみ消費税が課税されることとなる。



2 課税の対象

(1) 課税の対象と不課税取引

第1段階の分類は、「課税の対象」と「不課税取引」に分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(2) 課税の対象となるための4要件

次の4つの要件をすべて満たす取引が課税の対象となる。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。

3 非課税取引

(1) 非課税取引と課税取引

第2段階の分類は、課税の対象を「非課税取引」と「課税取引」に分けることである。

非課税取引とは、消費に負担を求める税の性格から課税することになじまないものや、政策的に課税することが適当でないものについて、課税しないこととしている取引をいう。

国内取引の非課税は下記15項目の限定列挙である。

	非課税項目	課税となるもの
課税することになじまないもの	① 土地等の譲渡、貸付け	・ 1月未満の貸付け ・ 駐車場等の施設の利用に伴う土地の貸付け ・ 土地売買に係る仲介手数料
	② 有価証券等の譲渡	・ ゴルフ場利用株式等の譲渡 ・ 有価証券売買に係る仲介手数料
	③ 利子、保証料、保険料など	
	④ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡 (特定の販売所での譲渡に限る)	
	⑤ 物品切手等(商品券など)の譲渡	
	⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料	
	⑦ 外国為替業務	
政策的に課税が適当でないもの	⑧ 社会保険医療など	・ 自由診療、人間ドック、健康診断
	⑨ 介護保険サービス、社会福祉事業など	
	⑩ 助産に係る資産の譲渡等	
	⑪ 埋葬料、火葬料	・ 葬式費用、花輪代
	⑫ 身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど	
	⑬ 学校教育に係る役務の提供(授業など)	・ 学習塾、予備校の受講料
	⑭ 教科用図書の譲渡	・ 教科用図書の配送
	⑮ 住宅の貸付け(注)	・ 1月未満の貸付け ・ 事務所、店舗、別荘等の貸付け(注)

(注) 共益費、権利金、更新料等(いずれも返還しないものに限る。)は、貸付けに係る対価と考えて、その家賃と同様に取り扱う。

4 免税取引

(1) 免税取引と課税取引

第3段階の分類は、課税取引を「免税取引（0%）」と「課税取引（6.3%）」に分けることである。

免税取引は、課税取引のうち、一定のもの（＝輸出取引等）について消費税が免除される取引である。免税取引は、以下の理由により設けられている。

① 消費地課税主義

国内で消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「消費地課税主義」といい、この考え方により日本の消費税は課税されている。したがって、日本の消費税を輸出先である国外(法施行地外)に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

② 国際競争力の低下防止

輸出されるものに対して消費税を課税すると、輸出を行う国内企業において、国際市場での競争力の低下を招くおそれがある。したがって、この競争力低下を防ぐため、輸出取引等については消費税を免除している。

(2) 輸出取引等の具体例

① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡、貸付け

② 国際運輸、国際通信、国際郵便等

etc